



福岡医発第 2072 号 (地)

令和 3 年 10 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業
若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告すること
ができる事項の一部を改正する告示の施行について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通
じて周知依頼がありました。

医療広告については、厚生労働省「医療情報の提供内容等のあり方に関する
検討会」にて、適切な医療広告となるよう議論されているところです。

本件は、患者が適切な医療機関の選択ができるよう、一般社団法人日本専門
医機構によって基本的な診療領域での専門医認定を受けた旨を広告すること等
を可能とするため、告示改正を行うことについての周知をお願いするもので
す。また適用期日は令和 3 年 10 月 1 日となっております。

経過措置として、適用期日前の学会専門医認定（適用期日までに届出をした
学会が行った、又は行う認定）を受けた旨は、当分の間、従前の例により広告
可能となっております。また、日本専門医機構の専門医認定を受けた医師が同
一の基本的な診療領域に該当する学会専門医認定を受けた旨は広告できません
が、現に広告しているときは、同機構による専門医認定を受けた旨を新たに広
告するまでの間は、当分の間、学会専門医認定を受けた旨の広告を続けること
が可能となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、
貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志

会長 島田昇二郎

令和 3 年 1 0 月 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

城 守 国 斗



医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して
広告することができる事項の一部を改正する告示の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等に対し、標記の事務連絡が発出されるとともに、同局総務課より本会に対しても周知方依頼がありました。

医療広告については、厚生労働省「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」にて、小職が構成員として出席し、適切な医療広告となるよう議論に積極的に参画しております。

本事務連絡は、患者による適切な医療機関の選択に資するよう、一般社団法人日本専門医機構によって基本的な診療領域での専門医認定を受けた旨を広告すること等を可能とするため、告示改正を行うことについて周知を依頼するものです。適用期日は令和 3 年 1 0 月 1 日でございます。

経過措置として、適用期日前の学会専門医認定（適用期日までに届出をした学会が行った、又は行う認定）を受けた旨は、当分の間、従前の例により広告可能とされております。また、日本専門医機構の専門医認定を受けた医師が同一の基本的な診療領域に該当する学会専門医認定を受けた旨は広告できませんが、現に広告しているときは、同機構による専門医認定を受けた旨を新たに広告するまでの間は、当分の間、学会専門医認定を受けた旨の広告を続けることができるとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療機関等への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和3年9月29日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科
医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告
することができる事項の一部を改正する告示の施行について

日頃より、医療行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主
管部（局）宛てに発出いたしました。

貴会におかれましては、内容を御了知の上、貴会会員各位への周知を行って
いただきますようお願いいたします。

医政発 0929 第 7 号
令和 3 年 9 月 29 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示の施行について

今般、患者による適切な医療機関の選択に資するよう、一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定（以下「専門医機構専門医認定」という。）を受けた旨（基本的な診療領域に係るものに限る。）について広告することを可能とするため、「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示」（令和 3 年厚生労働省告示第 347 号。以下「改正告示」という。）により、下記のとおり、「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号。以下「平成 19 年告示」という。）の一部を改正することとしました。

貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

記

1. 改正の概要

専門医機構専門医認定を受けた旨については広告することができる事項に追加するとともに、医師又は歯科医師については、一定の基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医療従事者の専門性に関する認定（以下「学会専門医認定」という。）を受けた旨を、広告することができる事項から除くこととする。

2. 経過措置

上記改正に伴い、以下の経過措置を講じることとする。

- ① 適用期日前の学会専門医認定を受けた旨（医師又は歯科医師の専門性に係るものに限る。）については、当分の間、なお従前の例により広告することができるものとする。
- ② ①にかかわらず、専門医機構専門医認定を受けた医師又は歯科医師について広告する場合にあっては、当該医師又は歯科医師が専門医機構専門医認定を受けた専門性と同一の基本的な診療領域に該当する専門性について学会専門医認定を受けた旨を広告することはできないこととする。

ただし、学会専門医認定を受けた旨について適用期日において現に広告しているときは、専門医機構専門医認定を受けた旨を広告するまでの間は、引き続き当分の間、学会専門医認定を受けた旨を広告することができることとする。

3. 適用期日

令和3年10月1日

（添付資料）

- ・（別添）医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第347号）【官報】

○厚生労働省告示第三百四十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項第九号の規定に基づき、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医療、歯科医療若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年九月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第三項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一（略） 二 一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨（基本的な診療領域に係るものに限る。） 三 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う薬剤師、看護師その他の医療従事者（医師及び歯科医師を除く。へ及びりにおいて同じ。）の専門性に関する認定を受けた旨 イ ホ（略） へ 資格の認定に際して、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。		第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第三項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一（略） （新設） 二 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨 イ ホ（略） へ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。	
ト リ（略）		ト リ（略）	

附 則

（適用期日）

第一条 この告示は、令和三年十月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示による改正前の医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（次項において「旧告示」という。）第一条第二号に掲げる認定を受けた旨（この告示の適用の日までに同号に規定する届出をした団体が行った、又は行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定に係るものに限る。）については、当分の間、なお従前の例により広告することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この告示による改正後の医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（以下この項において「新告示」という。）第一条第二号に規定する認定

を受けた医師又は歯科医師について広告する場合にあつては、当該認定を受けた医師又は歯科医師の、当該認定に係る専門性と同一の基本的な診療領域に該当する専門性について、旧告示第一条第二号に掲げる認定を受けた旨を広告してはならない。ただし、当該専門性について、この告示の適用の際現に旧告示第一条第二号に掲げる認定を受けた旨について広告しているときは、新告示第一条第二号に掲げる認定を受けた旨について広告するまでの間は、この限りでない。